

青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等の推奨について

質問者 齋 藤 成 宏

都および九都県市では、保護者が青少年に携帯電話端末等を持たせる場合には、青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等を推奨している。これは、有害情報対策や生活習慣を乱すような利用、また、依存的な利用を抑止することを目的としている。町としても、都とともに取組みをさらに進めるべきと考えるが。